

共同事業を営むための適格合併等に該当しない場合の引継対象
未処理欠損金額又は控除未済欠損金額の特例に関する明細書

事業年度	・	・	法人名
	・	・	

別表七付表(二) 平十三・四・一以後終了事業年度分

適格合併等の別	適格合併・適格分割・適格現物出資	適格合併等の日	・
対象法人の別	被合併法人等(名称:)・当該法人	特定資本関係発生日	・

引継対象未処理欠損金額又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額の特例計算

対象法人の 事業年度	欠損金の区分	被合併法人等の未処理欠損 金額又は当該法人の控除未 済欠損金額 〔被合併法人等の最後事業 年度若しくは分割事業年 度の別表七「3」又は当 該法人の前期の別表七 「3」〕	特例計算後の引継対象未処理欠損金額又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額			
			時価純資産超過額が特定 資本関係前未処理欠損金額 の合計額以上である場合 (1)	時価純資産超過額が特定 資本関係前未処理欠損金額 の合計額に満たない場合 〔特定資本関係事業年度前 の事業年度である場合は (1)と(5)-(6)のうち少な い金額、特定資本関係事 業年度以後の事業年度で ある場合は(1)の金額〕	簿価純資産超過額が特定 資本関係事業年度以後の事業 年度の欠損金額のうち特定 資産譲渡等損失相当額の合 計額に満たない場合 〔特定資本関係事業年度前 の事業年度である場合は 0、特定資本関係事業年 度以後の事業年度である 場合は(1)と(7)-(9)のう ち少ない金額〕	
		1	2	3	4	
：	：	円	円	円	円	
：	：					
：	：					
：	：					
：	：					
：	：					
：	：					
：	：					
計						

時価純資産超過額が特定資本関係前未処理欠損金額の合計額に満たない場合又は簿価純資産超過額が特定資本関係事業年度以後の事業年度の欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額の合計額に満たない場合の引継対象未処理欠損金額又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額の計算の明細

対象法人の 事業年度	欠損金の 区分	時価純資産超過額が特定資本関係前未処理欠損 金額の合計額に満たない場合		簿価純資産超過額が特定資本関係事業年度以後の事業年度の欠損金額の うち特定資産譲渡等損失相当額の合計額に満たない場合		
		特定資本関係前未処理 欠損金額又は特定資本 関係前控除未済欠損金 額 〔特定資本関係事業年 度の前事業年度の別 表七「3」〕	制限対象金額に係る特 定資本関係前未処理欠 損金額又は特定資本関 係前控除未済欠損金額 〔(12)の金額を(5)の古い ものから順次振当〕	特定資本関係事業年度 以後の事業年度の欠損 金発生額 〔特定資本関係事業年 度以後の事業年度の それぞれの別表七 「当期分の青色欠損 金」〕	(7)のうち特定資産譲渡 等損失相当額	(8)のうち(13)に相当する 金額に係る金額 〔(13)の金額を(8)の古い ものから順次振当〕
		5	6	7	8	9
：	：	円	円	円	円	円
：	：					
：	：					
：	：					
計						

特定資本関係事業年度の前事業年度終了の時における時価純資産超過額又は簿価純資産超過額の計算の明細

時 価 純 資 産 超 過 額 (21)の①-(25)の①) - (21)の②-(25)の②)	10	円	制 限 対 象 金 額 (11)-(10)	12	円
特定資本関係前未処理欠損金額又は特定資本関係前控除未済欠損金額の合計額 (5)の計	11		簿 価 純 資 産 超 過 額 (21)の②-(25)の②) - (21)の①-(25)の①)	13	

特定資本関係事業年度の前事業年度終了の時における時価純資産価額及び簿価純資産価額の明細

資 産			負 債		
科 目	時 価	帳 簿 価 額	科 目	時 価	帳 簿 価 額
	①	②		①	②
	14	円		22	円
	15			23	
	16			24	
	17		計	25	

別表七付表(二)の記載の仕方

- 1 この表は、法人が令第113条第1項及び第3項（引継対象外未処理欠損金額の計算に係る特例）（措置法令第39条の23第5項及び第6項並びに第39条の24第6項及び第7項（欠損金の繰越期間の特例）の規定により読み替えて適用される場合を含みます。）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 対象法人が法第57条第3項（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）に規定する被合併法人等であり、かつ、令第113条第1項第2号に掲げる場合に該当するときは、当該被合併法人等の同項に規定する特定資本関係事業年度の前事業年度の確定申告書に添付された別表七の写しを添付してください。
- 3 「(7)のうち特定資産譲渡等損失相当額 8」は、令第112条第7項第1号（特定資産譲渡等損失相当額から成る欠損金額の算定）（同条第9項において準用する場合を含みます。）に掲げる金額を記載します。この場合において、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。